

令和5年10月19日  
総務部防災課

## 江東区地域防災計画（案）について

### 1 修正経過

「江東区地域防災計画（素案）」に関するパブリックコメントの実施及び東京都への事前協議等を踏まえ、「江東区地域防災計画（案）」を取りまとめた。

### 2 江東区地域防災計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果概要

#### (1) 実施期間

令和5年7月21日（金）～令和5年8月14日（月）

#### (2) 周知方法と閲覧場所

- ・ こうとう区報（令和5年7月21日 パブリックコメント特集号）
- ・ 区ホームページに全文を掲載
- ・ こうとう情報ステーション、防災課窓口に全文を配架

#### (3) 意見の提出方法

郵送（区報掲載のはがき等）、メール、区ホームページ、防災課窓口、FAX

#### (4) 提出人数等

- ・ 提出人数：115人  
（郵送：110人、ファックス：3人、メール：1人、課窓口：1人）
- ・ 意見件数：125件

#### (5) 主なご意見と回答

| 分類    | 意見と回答（要旨） |   |
|-------|-----------|---|
| ①情報発信 | 意見        | 災害情報の多言語対応が必要である。   |
|       | 回答        | 防災マップアプリ、リーフレット等の多言語化を行っているところであるが、今後検討する防災ポータルサイトのリニューアルの際、多言語化による情報発信手段についても検討していく。                         |
|       | 意見        | 災害時における避難所・避難場所等の分かりやすい広報が必要である。  |
|       | 回答        | 地震・水害等の災害特性に応じた避難行動・避難先の違いなどについて、区報等により啓発していく。  |
|       | 意見        | 広報車を導入するべき。   |
|       | 回答        | 広域的な災害情報の発信にあたっては、防災行政無線、区ホームページ、SNS等など多様な手段による必要があるものと考えているが、車両による災害情報の周知が特に必要な場合は、スピーカー付きの災害対策車両の活用を想定している。 |

|                |    |   |
|----------------|----|---|
| ②業務継続体制        | 意見 | 区職員の増員が必要である。   |
|                | 回答 | 現在、江東区事業継続計画を見直しており、災害時の行政機能維持に向けた業務体制を検討している。                            |
| ③避難施設の確保       | 意見 | 垂直避難ができるビル・建物を確保してほしい。  |
|                | 回答 | 今年度より、都営住宅等に加え民間マンションと、避難受け入れに関する協定の締結について協議を進めている。引き続き避難先の拡充を図る。         |
| ④要配慮者・避難行動要支援者 | 意見 | 避難所で、女性やこどもが安全に過ごせる環境を作してほしい。また、障害者（児）のプライバシーの確保（個室の確保）や聴覚障害者への配慮をお願いしたい。 |
|                | 回答 | 女性、こども、障害者、高齢者、外国人に配慮した避難所の環境整備（マニュアルの見直し、資機材等の充実、訓練の実施等）を進めていく。          |
|                | 意見 | 高齢者、障害者が個別具体的に避難できる具体策を提起してほしい。   |
|                | 回答 | 避難行動要支援者についての個別避難計画の策定促進及び福祉避難所の受け入れ態勢の充実について検討を進める。                      |
| ⑤マンション防災       | 意見 | 防災対策に意識的に取り組んでいる自治会、管理組合の対策や防災訓練の実践例を展開してほしい。                             |
|                | 回答 | 効果的な取組を行っている団体の情報収集に努め、好事例として発信していく。                                      |
| ⑥ペット対策         | 意見 | 避難所でのペットの受け入れ態勢を整備してほしい。  |
|                | 回答 | マニュアルの整備及び避難所での訓練を実施し、実効性を高めていく。  |
|                | 意見 | 動物救護所の設置場所等を具体化してほしい。   |
|                | 回答 | 獣医師会と協議を進める。  |
| ⑦共助            | 意見 | 防災士の有効活用を求める。   |
|                | 回答 | 災害協力隊等の防災士資格取得の促進と連携策を検討する。   |
| ⑧防災教育          | 意見 | こどもたち主体の防災学習や活動の活性化及び地域の方を交えてのイベントや訓練等の推進が必要である。                          |
|                | 回答 | 今年度、中学生も参加した避難所開設運営訓練を実施した。引き続き、こどもたちが参加できる防災訓練等の機会を創出していく。               |
| ⑨エネルギー         | 意見 | 家庭用太陽光発電や風力発電等の推進が必要である。  |
|                | 回答 | 地球温暖化防止設備導入助成事業について、災害対策の視点からも、制度周知に努める。                                  |
| ⑩堤防・護岸工事       | 意見 | 越中島川護岸耐震補強工事の早期着工を求める。  |
|                | 回答 | 優先度が高い工事であり、都と情報共有しながら積極的に進める。  |

### 3 江東区地域防災計画（素案）からの主な修正箇所

#### ○計画全般

- ・ 数値等の時点更新
- ・ 東京都地域防災計画（令和5年修正）との整合
- ・ 令和5年7月の都福祉保健局の再編等を踏まえた、東京都各部局の名称や実施主体の見直し
- ・ 「Twitter」を「X（旧 Twitter）」に変更

#### ○震災編 第2部 第2章 区民と地域の防災力向上【予防対策】

##### 第2節 地域による共助の推進

（震－46）

- ・ 深川・城東両消防署の対策として、「長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発」を追記
- ・ 災害協力隊等の防災士の養成を促進するとともに、避難所等における協力・連携体制を構築していく旨を追記

#### ○震災編 第2部 第13章 住民の生活の早期再建【復旧対策】

##### 第1節 被災住宅の応急修理

（震－322）

- ・ 災害救助法の改正により、被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないよう、緊急の修理が可能となった旨を追記

#### ○風水害編 第2部 第1章 水害予防対策 第4節 都市型水害対策

（風－33）

- ・ 江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、浸透施設等の雨水流出抑制施設の設置などの流域対策を進めていく旨を追記

### 4 改定スケジュール（令和5年度）

| 時期      | 内容                                      |
|---------|---|
| 令和5年10月 | ・ 防災・まちづくり対策特別委員会報告（計画案について）            |
| 令和5年11月 | ・ 江東区防災会議（計画案の審議・決定）<br>・ 「江東区地域防災計画」公表 |

# 江東区地域防災計画（素案）について

## 1 計画の目的

江東区地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、江東区防災会議が作成する江東区の地域に係る総合的な災害対策計画であって、区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、区、防災関係機関、区民、事業所が果たすべき責務と役割を定めた基本計画である。

## 2 修正の背景

東京都は、令和4年5月に10年ぶりに首都直下地震等の新たな被害想定を公表し、令和5年5月に「東京都地域防災計画」を改定したことを踏まえ、上位計画となる国・都の計画及び関係法令等、また、本区の関連計画との整合性を図りながら、具体性・実効性のある計画へと改定を行う。

## 3 東京都の新たな地震被害想定

### (1) 被害想定概要（江東区）

- 都心南部直下地震（冬の夕方午後6時、風速8m/秒）が、最も大きな被害をもたらす地震となった。
- 震度7のエリアが13.7%、震度6強のエリアが84.4%となり、旧想定より震度が大きくなる範囲が拡大した。
- 人的・物的被害は旧想定から1～2割程度減少したが、最大死者401名、最大建物被害9,700棟と、依然として甚大な被害が想定されている。
- 避難者数、エレベーター停止台数、災害廃棄物発生量など、一部の項目については旧想定より被害が大きくなると想定されている。

(2) 被害想定結果の比較（東京都及び江東区）

平成 24 年と令和 4 年の東京都及び江東区における被害想定結果の比較は次のとおりである。想定地震は、各被害想定公表時期における東京都、江東区にとって最も影響が大きいものとした。

【東京都における被害想定結果の比較】

| 被害想定公表時期  |           | 令和 4 年 5 月              | 平成 24 年 4 月           |         |
|-----------|-----------|-------------------------|-----------------------|---------|
| 条件        | 想定地震      | 都心南部直下地震                | 東京湾北部地震               |         |
|           | 時期及び時刻・風速 | 冬・夕方 18 時<br>(風速 8 m/s) | 冬の夕方 18 時<br>風速 8 m/秒 |         |
| 建物被害      | 建物被害 (棟)  | 194,431                 | 304,300               |         |
|           | 要因別       | 揺れ等 (棟)                 | 82,199                | 116,224 |
|           |           | 火災 (棟)                  | 112,232               | 188,076 |
| 人的被害      | 死者 (人)    | 6,148                   | 9,641                 |         |
|           | 要因別       | 揺れ等 (人)                 | 3,666                 | 5,561   |
|           |           | 火災 (人)                  | 2,482                 | 4,081   |
|           | 負傷者 (人)   | 93,435                  | 147,611               |         |
|           | 要因別       | 揺れ等 (人)                 | 83,489                | 129,902 |
|           |           | 火災 (人)                  | 9,947                 | 17,709  |
| 避難者 (人)   | 約 299 万   | 約 339 万                 |                       |         |
| 帰宅困難者 (人) | 約 453 万   | 約 517 万                 |                       |         |

※ 都心南部直下地震と東京湾北部地震では地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

※ 揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。

出典：東京都防災会議「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」（令和 4 年 5 月）

【江東区における被害想定結果の比較】

| 被害想定公表時期 |                               | 令和 4 年 5 月              | 平成 24 年 4 月           |
|----------|-------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 条件       | 想定地震                          | 都心南部直下地震                | 東京湾北部地震               |
|          | 時期及び時刻・風速                     | 冬・夕方 18 時<br>(風速 8 m/s) | 冬の夕方 18 時<br>風速 8 m/秒 |
| 建物被害     | 建物全壊 (棟)                      | 6,600                   | 8,010                 |
|          | 火災 (倒壊建物を含む) (棟)              | 3,100                   | 3,536                 |
| 人的被害     | 死者数 (人)                       | 401                     | 449                   |
|          | 負傷者数 (人)                      | 8,091                   | 10,164                |
|          | 避難者数 (最大) (人)                 | 234,027                 | 233,762               |
| ライフライン被害 | 停電率                           | 38.6%                   | 43.4%                 |
|          | 不通回線率                         | 7.3%                    | 7.6%                  |
|          | 上水道断水率                        | 52.4%                   | 76.5%                 |
|          | 下水道管きよ被害率                     | 6.6%                    | 27.9%                 |
| その他      | 帰宅困難者 (人)                     | 237,250                 | 178,078               |
|          | 閉じ込めにつながり得る<br>エレベーター停止台数 (台) | 1,304                   | 440                   |
|          | 災害廃棄物 (万 t)                   | 332                     | 275                   |

※ 都心南部直下地震と東京湾北部地震では地震動が異なり、比較は困難であることに留意が必要

出典 1：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成 24 年 4 月）

出典 2：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和 4 年 5 月）

## 4 取り組むべき視点と対策

### 3つの課題

- 家庭や地域の防災への取組みについて更なる促進が必要
- 災害対応を担う行政機関の被災やライフライン等の被害により応急対策が遅延する恐れがあり、ハード対策を含めた応急体制の更なる強化が必要
- 居住形態やライフスタイルの変化を踏まえた、被災時の安全で質の高い生活環境と日常生活の早期確保が必要

### 3つの視点

- (1) 「自助」「共助」の促進
- (2) 区の応急対応力の強化
- (3) 被災者の生活環境改善

+

### 横断的視点

- ① 多様性への配慮
- ② 防災DXの推進

### 区の減災目標

「**2030年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減**」

## 5 修正のポイント

- ① 「東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）」や「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月公表）」等の見直し内容との整合
  - ・ 東京都の防災・減災対策との連携を踏まえた減災目標の見直し
  - ・ 帰宅困難者対策の充実
- ② 東京都や江東5区を取組を踏まえた大規模水害に向けた防災対策の見直し
  - ・ 江東区の各種ハザードマップを踏まえた前提条件の見直し
  - ・ 浸水対応型まちづくりの推進や浸水対応型建築物の整備
  - ・ 広域避難に対応した江東5区独自の避難情報の発表
- ③ 江東区を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえた防災対策の見直し
  - ・ 女性・子ども・要配慮者・LGBT等の視点を踏まえた防災対策の充実
  - ・ 震災、風水害時に備えたマンション防災の促進
- ④ 計画の実効性・見やすさ
  - ・ 災害ごとの対応を分かりやすくするために計画編を震災編・風水害編に分割
  - ・ UD（ユニバーサルデザイン）フォントの導入

## 6 主な修正事項

| 構 成              | 修 正 事 項  |
|------------------|--|
| 江東区地域防災計画 【震災編】  |  |
| 第1部 総則           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえて、<u>地震の被害想定や津波の想定</u>を見直し</li> <li>・<u>江東区における減災目標</u>を見直し</li> <li>・東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）を踏まえて、<u>複合災害への対応</u>を追加</li> </ul>   |
| 第2部 災害予防・応急・復旧計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>第1章 区の基本的理念と役割</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>江東区都市計画マスタープラン 2022</u>で安全・安心部門のテーマ別まちづくり方針として掲げている「<u>緊急時にも適時的確に対応する回復力の高い都市</u>」の実現に向けた取組方針を追加</li> </ul> </li> <li>●<u>第2章 区民と地域の防災力向上</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の基本方針として、<u>女性・こども・要配慮者・LGBT等の視点を踏まえた防災対策の充実やマンション防災における自助・共助の構築</u>を追加</li> <li>・区民が備える防災機器に<u>感震ブレーカー</u>を追加</li> <li>・自助の取り組みに<u>ペット対策</u>を追加</li> <li>・<u>家具類の転倒・落下・移動を防止するためのリーフレットの作成・配布やハンドブックによる啓発</u>を追加</li> <li>・<u>長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発</u>を追加</li> <li>・<u>災害教訓の伝承やデジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実</u>を追加</li> <li>・「<u>やさしい日本語</u>」を含む<u>多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発</u>を追加</li> <li>・災害協力隊の高齢化や担い手不足に伴う、<u>地域防災の新たな担い手の確保</u>を追加</li> <li>・<u>マンションエレベーターの使用不能に備えた日常備蓄の実施や、携帯トイレ・簡易トイレの準備</u>を追加</li> <li>・<u>マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布やマンション防災セミナーの開催等の防災意識の啓発</u>を追加</li> <li>・地域防災の新たな担い手として、<u>事業所への働きかけを推進</u>するとともに、災害時の事業所の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生等）を果たすため、<u>事業所の組織力を活用した防災対策</u>を追加</li> </ul> </li> </ul> |

| 構 成                     | 修 正 事 項   |
|-------------------------|---|
| <p>第2部 災害予防・応急・復旧計画</p> | <p>●<u>第3章 安全な都市づくりの実現</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>大規模地震時に倒壊の恐れのあるブロック塀の対策として、特定緊急輸送道路に接する建物に付属する一定規模以上の塀の耐震診断の義務付け等</u>について追加</li> <li>・<u>不燃化特区</u>である北砂三・四・五丁目地区における<u>不燃化まちづくりの推進</u>及びその他の木造住宅密集地域を解消するための<u>不燃化に関する講演会等の意識啓発活動</u>について追加</li> <li>・区立公園のうち、関東大震災による帝都復興計画に基づき、復興小学校に隣接して整備された<u>復興小公園</u>について、<u>拠点避難所と一体となった防災拠点としての防災機能の充実</u>の検討について追加</li> </ul> <p>●<u>第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月策定の「<u>江東区無電柱化推進計画</u>」を踏まえた<u>無電柱化の推進</u>について追加</li> <li>・区管理の<u>防災船着場</u>について、<u>照度の確保</u>のほか、災害時に商用電源が使えない事態も想定し、<u>投光器等による照明の確保</u>を追加</li> </ul> <p>●<u>第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>職員訓練に避難所開設・運営訓練</u>を追加</li> </ul> <p>●<u>第7章 情報通信の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況や避難所の開設状況などの<u>支援情報</u>について、<u>電子地図を活用し、見える化を図り、SNSを効果的に活用しながら、災害情報をきめ細やかに伝える仕組みを構築</u>する旨追加</li> <li>・<u>在住外国人</u>に対しては、<u>防災に関する動画のインターネット配信</u>など、<u>平常時から情報提供</u>を行うことを追加</li> </ul> <p>●<u>第8章 医療救護等対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動医療体制の整備に向けた、<u>平時からの緊急医療救護所設置・運営訓練の実施</u>を追加</li> </ul> <p>●<u>第9章 帰宅困難者対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都が進める<u>事業所防災リーダー制度の活用</u>を追加</li> <li>・東京都が実装準備中の<u>帰宅困難者対策オペレーションシステム</u>等を活用した<u>情報収集</u>や一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入、帰宅困難者・一時滞在施設等への<u>情報提供</u>について追加</li> </ul> <p>●<u>第10章 避難者対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における<u>要配慮者のニーズに対応した施設・設備の整備</u>を追加</li> <li>・<u>避難所の運営方法</u>について、<u>女性・こども・要配慮者・LGBT</u>等多様性の視点に<u>配慮</u>すること等を追加</li> </ul> |

| 構 成                     | 修 正 事 項   |
|-------------------------|---|
| <p>第2部 災害予防・応急・復旧計画</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所において、避難者が<u>安否確認や情報収集</u>を行いやすくするための<u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）</u>や<u>Wi-Fi アクセスポイント</u>等の整備を追加</li> <li>・<u>区立小・中学校等</u>における<u>関係者による避難所開設・運営訓練</u>の実施や<u>都立高校</u>における<u>応急活動時の基本事項や役割分担</u>の設定や<u>連絡・通信手段の確保</u>等の避難所体制の整備について追加</li> <li>・<u>車中泊は、原則として認めない旨</u>追加</li> <li>・避難所における<u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生防止に向けた取り組み</u>を追加</li> </ul> <p>●<b>第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品等の支給の考え方として、都と連携した<u>感染症対策</u>に有効な<u>段ボール製の簡易ベッド</u>や<u>屋内テント</u>の確保、区の避難所等への<u>物資の分散備蓄、物資調達・輸送調整等支援システム</u>の活用を追加</li> </ul> <p>●<b>第13章 住民の生活の早期再建</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>り災証明書の発行</u>にあたり、<u>デジタル技術を活用した業務迅速化の推進</u>を追加</li> <li>・<u>トイレ対策</u>として、都と連携し、発災後3日間は避難者50人当たり1基、その後は20人当たり1基の<u>災害用トイレの確保</u>のほか、<u>女性・要配慮者等の視点を考慮</u>する旨追加</li> <li>・都と連携した避難所における避難者、在宅避難者等の全被災者（世帯）を対象とした<u>被災者生活実態調査（被災者センサス）の実施</u>について追加</li> </ul> |
| <p>第3部 復興計画</p>         | <p>●<b>第1章 基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>女性や要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点</u>も十分に踏まえつつ、区民・事業者・区が協働して、<u>震災復興事業</u>を推進することについて追加</li> </ul>  |
| <p>江東区地域防災計画 【風水害編】</p> |   |
| <p>第1部 総則</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画を震災編と風水害編の2つに分割したことに伴い、「<u>計画の方針</u>」、「<u>区の概況及び被害想定</u>」、「<u>河川・港湾等の整備</u>」、「<u>江東5区の水害対応</u>」等を記載した<u>総則</u>を新規作成</li> </ul>  |
| <p>第2部 災害予防計画</p>       | <p>●<b>第1章 水害予防対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>要配慮者利用施設</u>が策定した<u>避難確保計画</u>の内容に関する助言や<u>避難訓練の支援等</u>の<u>計画の実効性を確保</u>するための対策を追加</li> <li>・区の都市計画マスタープランを踏まえた<u>浸水対応型のまちづくりの促進</u>や<u>浸水対応型建築物の整備</u>を追加</li> </ul>  |

| 構 成             | 修 正 事 項  |
|-----------------|--|
| 第2部 災害予防計画      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>マンションの受変電設備の浸水被害等の防止対策</u>や<u>居住者等の備蓄推進</u>や<u>連携体制の構築</u>について追加</li> <li>● <b>第3章 地域防災力の向上</b></li> <li>・ <u>避難行動要支援者名簿の作成</u>等について追加</li> <li>・ <u>個別避難計画の作成</u>、<u>避難支援等関係者による適正な情報管理</u>等について追加</li> </ul>   |
| 第3部 災害応急・復旧対策計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>第6章 避難者対策</b></li> <li>・ <u>外水氾濫</u>、<u>内水氾濫（集中豪雨）</u> 発災時の<u>避難の考え方</u>を追加</li> <li>・ 周辺住民等の<u>民間マンション内への緊急避難</u>に関する<u>区・町会・集合住宅の管理組合による協定締結</u>の推進</li> <li>・ <u>警戒レベル</u>を用いた<u>避難の基準</u>について追加</li> <li>・ 風水害時における<u>要配慮者の安全対策</u>を追加</li> <li>・ <u>江東5区大規模水害避難等対応方針</u>に基づく<u>江東5区独自の避難情報の発表</u>を追加</li> <li>● <b>第7章 物流・備蓄・輸送対策</b></li> <li>・ <u>浸水の危険性が低い地域</u>や<u>建物の高層階への備蓄倉庫の設置</u>等の<u>水害時を想定した物流・備蓄・輸送対策</u>を追加</li> <li>● <b>第10章 住民の生活の早期再建</b></li> <li>・ <u>水害廃棄物</u>を処理する際の<u>収集・運搬、保管、処理等の特記事項</u>を追加</li> </ul> |

## 7 地域防災計画の構成の見直し

今回の修正では、令和4年度に実施した職員アンケートの結果を踏まえ、災害別の対策が分かりやすくなるよう、「計画編」を「震災編」と「風水害編」に分割する。

### ▼江東区地域防災計画の構成の見直しイメージ

